

「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」（新旧対照表）

(下線部分は改定部分)

改 定 後	改 定 前
<p>フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン</p> <p>令和3年3月26日 改定：令和6年10月18日 <u>改定：令和8年 1月 1日</u></p> <p>公正取引委員会 中小企業庁 厚生労働省</p>	<p>フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン</p> <p>令和3年3月26日 改定：令和6年10月18日</p> <p><u>内閣官房</u> 公正取引委員会 中小企業庁 厚生労働省</p>
<p>第1 はじめに</p> <p>フリーランスについては、多様な働き方の拡大、ギグ・エコノミー（インターネットを通じて短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く就業形態）の拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などに貢献することが期待される。</p> <p>令和2年2月から3月にかけて、内閣官房において、関係省庁と連携し、フリーランスの実態を把握するための調査を実施した。当該調査結果に基づき、フリーランスとして安心して働く環境を整備するため、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省の連名で、令和3年3月にこの「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」を策定した。</p> <p>その後、個人として業務委託を受ける特定受託事業者と企業などの発注事業者の間の取引適正化、就業環境の整備を図ることを目的に、令和5年4月28日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適</p>	<p>第1 はじめに</p> <p>フリーランスについては、多様な働き方の拡大、ギグ・エコノミー（インターネットを通じて短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く就業形態）の拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などに貢献することが期待される。</p> <p>令和2年2月から3月にかけて、内閣官房において、関係省庁と連携し、フリーランスの実態を把握するための調査を実施した。当該調査結果に基づき、フリーランスとして安心して働く環境を整備するため、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省の連名で、令和3年3月にこの「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」を策定した。</p> <p>その後、個人として業務委託を受ける特定受託事業者と企業などの発注事業者の間の取引適正化、就業環境の整備を図ることを目的に、令和5年4月28日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適</p>

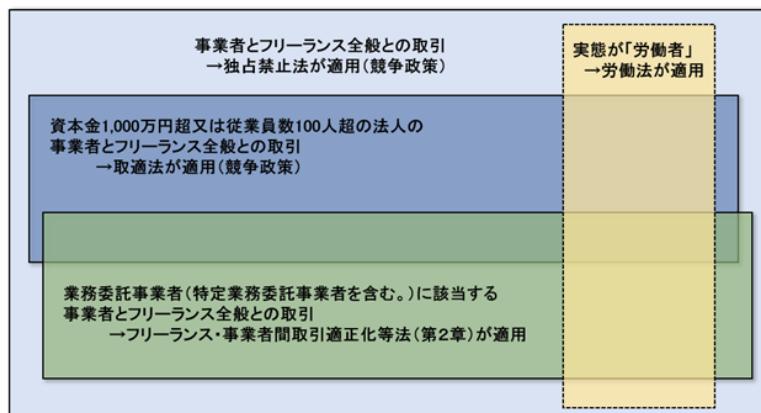
<p>正化等法」という。) が成立した(令和6年11月1日施行)。</p> <p>これらを踏まえ、本ガイドラインにおいては、事業者とフリーランスとの取引について、フリーランス・事業者間取引適正化等法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)、<u>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律</u>(昭和31年法律第120号。以下「<u>取適法</u>」といふ。)及び労働関係法令の適用関係を、特定受託事業者に適用されるフリーランス・事業者間取引適正化等法を中心明らかにするとともに、これら法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるものとなるよう見直しを行った。</p> <p>なお、本ガイドラインの内容については、<u>受託中小企業振興法</u>(昭和45年法律第145号)に基づく振興基準にも反映の上、業所管省庁が業種別のガイドラインを改定し、これに基づいて執行を強化する。</p>	<p>正化等法」という。) が成立した(令和6年11月1日施行)。</p> <p>これらを踏まえ、本ガイドラインにおいては、事業者とフリーランスとの取引について、フリーランス・事業者間取引適正化等法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)、<u>下請代金支払遅延等防止法</u>(昭和31年法律第120号。以下「<u>下請法</u>」といふ。)及び労働関係法令の適用関係を、特定受託事業者に適用されるフリーランス・事業者間取引適正化等法を中心明らかにするとともに、これら法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるものとなるよう見直しを行った。</p> <p>なお、本ガイドラインの内容については、<u>下請中小企業振興法</u>(昭和45年法律第145号)に基づく振興基準にも反映の上、業所管省庁が業種別の<u>下請ガイドライン</u>を改定し、これに基づいて執行を強化する。</p>
<h2>第2 基本的考え方</h2> <p>1 [略]</p> <p>2 独占禁止法、<u>取適法</u>、フリーランス・事業者間取引適正化等法、労働関係法令とフリーランスとの適用関係</p> <p>独占禁止法は、取引の発注者が事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、事業者とフリーランス全般との取引に適用される。また、<u>取適法</u>は、取引の発注者が資本金1,000万円超又は従業員数100人超の法人の事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用され得ることから、一定の事業者とフリーランス全般との取引に適用される。さらに、フリーランス・事業者間取引適正化等法は、取引の受注者が特定受託事業者であれば適用されることから、事業者と一定のフリーランスとの取引に適用される。このように、事業者とフリーランス全般との取引には、独占禁止法、<u>取適法</u>及びフリーランス・事業者間取引適正化等法を広く適用することが可能である。</p> <p>フリーランス・事業者間取引適正化等法と独占禁止法のいずれにも違反する行為については、原則として、フリーランス・事業者間取引適正化等法を優先して適用する。また、フリーランス・事業者間取引</p>	<h2>第2 基本的考え方</h2> <p>1 [略]</p> <p>2 独占禁止法、<u>下請法</u>、フリーランス・事業者間取引適正化等法、労働関係法令とフリーランスとの適用関係</p> <p>独占禁止法は、取引の発注者が事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、事業者とフリーランス全般との取引に適用される。また、<u>下請法</u>は、取引の発注者が資本金1,000万円超の法人の事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、一定の事業者とフリーランス全般との取引に適用される。さらに、フリーランス・事業者間取引適正化等法は、取引の受注者が特定受託事業者であれば適用されることから、事業者と一定のフリーランスとの取引に適用される。このように、事業者とフリーランス全般との取引には、独占禁止法、<u>下請法</u>及びフリーランス・事業者間取引適正化等法を広く適用することが可能である。</p> <p>フリーランス・事業者間取引適正化等法と独占禁止法のいずれにも違反する行為については、原則として、フリーランス・事業者間取引適正化等法を優先して適用する。また、フリーランス・事業者間取引</p>

適正化等法と取適法のいずれにも違反する行為については、原則として、フリーランス・事業者間取引適正化等法を優先して適用する（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び取適法との適用関係等の考え方」（令和6年5月31日公正取引委員会））。

なお、取適法と独占禁止法のいずれにも違反する行為については、原則として、取適法を優先して適用する。

他方、これらの法律の適用に加えて、フリーランスとして業務を行っていても、実質的に発注事業者の指揮命令を受けて仕事に従事していると判断される場合など、現行法上「雇用」に該当する場合には、労働関係法令が適用される。この場合において、独占禁止法、取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となり得る事業者の行為が、労働関係法令で禁止又は義務とされ、あるいは適法なものとして認められている行為類型に該当する場合には、当該労働関係法令が適用され、当該行為については、独占禁止法、取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題としない。

（図1：事業者とフリーランスとの取引に適用される法律関係）

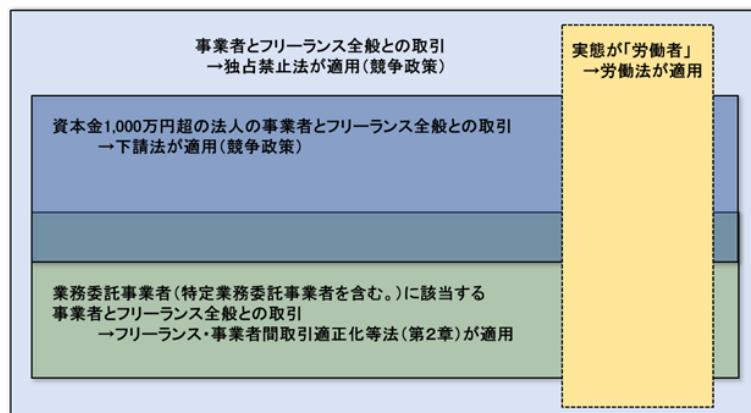


適正化等法と下請法のいずれにも違反する行為については、原則として、フリーランス・事業者間取引適正化等法を優先して適用する（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方」（令和6年5月31日公正取引委員会）（別添8-1頁参照））。

なお、下請法と独占禁止法のいずれにも違反する行為については、原則として、下請法を優先して適用する。

他方、これらの法律の適用に加えて、フリーランスとして業務を行っていても、実質的に発注事業者の指揮命令を受けて仕事に従事していると判断される場合など、現行法上「雇用」に該当する場合には、労働関係法令が適用される。この場合において、独占禁止法、下請法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となり得る事業者の行為が、労働関係法令で禁止又は義務とされ、あるいは適法なものとして認められている行為類型に該当する場合には、当該労働関係法令が適用され、当該行為については、独占禁止法、下請法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題としない。

（図1：事業者とフリーランスとの取引に適用される法律関係）



<p>事業者とフリーランスとの取引が、<u>取適法</u>にいう委託事業者と<u>中小受託事業者</u>との取引に該当する場合であって、<u>取適法第2条第1項から第5項</u>までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託又は⑤特定運送委託のいずれかに該当する場合には、<u>取適法</u>の規制の対象となる。</p>	<p>事業者とフリーランスとの取引が、<u>下請法</u>にいう親事業者と下請事業者との取引に該当する場合であって、<u>下請法第2条第1項から第4項</u>までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託又は④役務提供委託のいずれかに該当する場合には、<u>下請法</u>の規制の対象となる。</p>
<p>第3 特定受託事業者と取引を行う業務委託事業者等が遵守すべき事項等 [略]</p> <p>1 業務委託事業者に求められる事項（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示） [略]</p> <p>これらの事項のうちその内容が定められないことにつき、正当な理由があるものについては、その明示を要しない。この場合に、業務委託事業者は、当該未定事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により明示しなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項ただし書、公正取引委員会規則第1条第5項）。</p> <p>また、業務委託事業者が取引条件を電磁的方法により明示した場合、特定受託事業者から書面の交付を求められたときは、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合を除き、遅滞なく、書面を交付しなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第2項）。</p> <p>（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」（令和6年5月31日公正取引委員会・厚生労働省。以下「解釈ガイドライン」という。）第2部第1）</p> <p>なお、<u>取適法</u>とフリーランス・事業者間取引適正化等法のいずれも</p>	<p>第3 特定受託事業者と取引を行う業務委託事業者等が遵守すべき事項等 [略]</p> <p>1 業務委託事業者に求められる事項（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示） [略]</p> <p>これらの事項のうちその内容が定められないことにつき、正当な理由があるものについては、その明示を要しない。この場合に、業務委託事業者は、当該未定事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により明示しなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項ただし書、公正取引委員会規則第4条）。</p> <p>また、業務委託事業者が取引条件を電磁的方法により明示した場合、特定受託事業者から書面の交付を求められたときは、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合を除き、遅滞なく、書面を交付しなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第2項）。</p> <p>（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」（令和6年5月31日公正取引委員会・厚生労働省。以下「解釈ガイドライン」という。）第2部第1（別添7－7頁参照））</p> <p>なお、<u>下請法</u>とフリーランス・事業者間取引適正化等法のいずれも</p>

<p>適用を受ける取引については、業務委託事業者は両法が定める記載事項を併せて一括で示すことができる。</p> <p>2 特定業務委託事業者に求められる事項</p> <p>(1) 報酬の支払期日等</p> <p>特定業務委託事業者は、業務委託の相手方である特定受託事業者に対し、特定受託事業者の給付の内容について検査するかどうかを問わず、給付を受領した日から起算して 60 日以内のできる限り短い期間内で、報酬の支払期日を定めてそれまでに支払わなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第1項及び第5項）。</p> <p>特定受託事業者との間で支払期日を定めなかった場合には給付を実際に受領した日が、特定受託事業者との間で給付を受領した日から起算して 60 日を超えて支払期日を定めた場合には給付を受領した日から起算して 60 日を経過する日が、それぞれ支払期日となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第2項）。ただし、元委託者から受けた業務の全部又は一部を、特定業務委託事業者が特定受託事業者に再委託をし、かつ、①再委託である旨、②元委託者の名称等及び③元委託業務の対価の支払期日を明示した場合、再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して 30 日以内のできる限り短い期間内で定めることができる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第3項）。</p> <p>なお、元委託支払期日から起算して 30 日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めている場合には、元委託者から前払金の支払を受けた特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対して、資材の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第6項）。</p> <p style="padding-left: 2em;">(解釈ガイドライン第2部第2の1)</p> <p>(2) 募集情報の的確な表示</p>	<p>適用を受ける取引については、業務委託事業者は両法が定める記載事項を併せて一括で示すことができる。</p> <p>2 特定業務委託事業者に求められる事項</p> <p>(1) 報酬の支払期日等</p> <p>特定業務委託事業者は、業務委託の相手方である特定受託事業者に対し、特定受託事業者の給付の内容について検査するかどうかを問わず、給付を受領した日から起算して 60 日以内のできる限り短い期間内で、報酬の支払期日を定めてそれまでに支払わなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第1項及び第5項）。</p> <p>特定受託事業者との間で支払期日を定めなかった場合には給付を実際に受領した日が、特定受託事業者との間で給付を受領した日から起算して 60 日を超えて支払期日を定めた場合には給付を受領した日から起算して 60 日を経過する日が、それぞれ支払期日となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第2項）。ただし、元委託者から受けた業務の全部又は一部を、特定業務委託事業者が特定受託事業者に再委託をし、かつ、①再委託である旨、②元委託者の名称等及び③元委託業務の対価の支払期日を明示した場合、再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して 30 日以内のできる限り短い期間内で定めることができる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第3項）。</p> <p>なお、元委託支払期日から起算して 30 日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めている場合には、元委託者から前払金の支払を受けた特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対して、資材の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第6項）。</p> <p style="padding-left: 2em;">(解釈ガイドライン第2部第2の1 (別添7-19頁参照))</p> <p>(2) 募集情報の的確な表示</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

特定業務委託事業者は、広告等により、業務委託に係る特定受託事業者の募集に関する情報を提供するときは、当該募集情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、また、正確かつ最新の内容に保たなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第12条）。

（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（令和6年政令第200号。以下「施行令」という。）第2条、厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和6年厚生労働省令第94号。以下「厚労省規則」という。）第1条、特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講すべき措置等に関して適切に対処するための指針（令和6年厚生労働省告示第212号。以下「指針」という。）第2）

（3）業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講すべき措置等

特定業務委託事業者は、業務委託におけるハラスメントのないよう、特定受託業務従事者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。また、特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者が業務委託におけるハラスメントに関する相談を行ったこと又は特定業務委託事業者による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該特定受託業務従事者に対し、業務委託に係る契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第14条）。

（厚労省規則第2条、指針第4）

3 一定の期間以上の業務委託を行う特定業務委託事業者の禁止行為及び義務

特定業務委託事業者は、広告等により、業務委託に係る特定受託事業者の募集に関する情報を提供するときは、当該募集情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、また、正確かつ最新の内容に保たなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第12条）。

（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（令和6年政令第200号。以下「施行令」という。）第2条（別添3－1頁参照）、厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和6年厚生労働省令第94号。以下「厚労省規則」という。）第1条（別添5－1頁参照）、特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講すべき措置等に関して適切に対処するための指針（令和6年厚生労働省告示第212号。以下「指針」という。）第2（別添6－2頁参照））

（3）業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講すべき措置等

特定業務委託事業者は、業務委託におけるハラスメントのないよう、特定受託業務従事者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。また、特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者が業務委託におけるハラスメントに関する相談を行ったこと又は特定業務委託事業者による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該特定受託業務従事者に対し、業務委託に係る契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第14条）。

（厚労省規則第2条（別添5－2頁参照）、指針第4（別添6－21頁参照））

3 一定の期間以上の業務委託を行う特定業務委託事業者の禁止行為及び義務

(1) 禁止行為

特定業務委託事業者は、1か月以上の期間行う業務委託若しくは基本契約又は当該業務委託に係る契約若しくは基本契約の更新により1か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託をした場合には、以下の行為をしてはならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項及び第2項、施行令第1条）。

（解釈ガイドライン第2部第2の2）

[略]

(2) 妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮

特定業務委託事業者は、6か月以上の期間行う業務委託の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者が妊娠、出産若しくは育児又は介護（以下「育児介護等」という。）と両立しつつ業務に従事することができるよう、特定受託事業者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。また、6か月未満の業務委託の場合には、特定業務委託事業者は必要な配慮をするよう努めなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第13条）。

（施行令第3条、指針第3）

(3) 解除等の予告

特定業務委託事業者は、6か月以上の期間行う業務委託に係る契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。以下同じ。）をしようとする場合には、災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合等を除き、当該契約の相手方である特定受託事業者に対し、書面や電子メール等により少なくとも30日前までに解除の予告をしなければならない。また、特定受託事業者が解除の予告がされた日から契約が満了する日までの間において契約の解除の理由の開示を特定業務委託事業者に請求した場合には、第三者の利益を害するおそれがある場合等を除き、当該特定業務委託事業者は、当該特定受託事業者に対し、書面や電子メール等により遅滞なくこれを開示しなけれ

(1) 禁止行為

特定業務委託事業者は、1か月以上の期間行う業務委託若しくは基本契約又は当該業務委託に係る契約若しくは基本契約の更新により1か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託をした場合には、以下の行為をしてはならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項及び第2項、施行令第1条）。

（解釈ガイドライン第2部第2の2（別添7-25頁参照））

[略]

(2) 妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮

特定業務委託事業者は、6か月以上の期間行う業務委託の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者が妊娠、出産若しくは育児又は介護（以下「育児介護等」という。）と両立しつつ業務に従事することができるよう、特定受託事業者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。また、6か月未満の業務委託の場合には、特定業務委託事業者は必要な配慮をするよう努めなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第13条）。

（施行令第3条（別添3-2頁参照）、指針第3（別添6-9頁参照））

(3) 解除等の予告

特定業務委託事業者は、6か月以上の期間行う業務委託に係る契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。以下同じ。）をしようとする場合には、災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合等を除き、当該契約の相手方である特定受託事業者に対し、書面や電子メール等により少なくとも30日前までに解除の予告をしなければならない。また、特定受託事業者が解除の予告がされた日から契約が満了する日までの間において契約の解除の理由の開示を特定業務委託事業者に請求した場合には、第三者の利益を害するおそれがある場合等を除き、当該特定業務委託事業者は、当該特定受託事業者に対し、書面や電子メール等により遅滞なくこれを開示しなけれ

<p>ばならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第16条）。</p> <p>（厚労省規則第3条から第6条まで、<u>解釈ガイドライン第3部の4</u>）</p>	<p>ばならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第16条）。</p> <p>（厚労省規則第3条から第6条まで（別添5－2頁参照）、<u>解釈ガイドライン第3部の4</u>（別添7－42頁参照））</p>
<p>第4 フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項</p> <p>1 フリーランスとの取引に係る優越的地位の濫用規制についての基本的な考え方</p> <p>事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものであるが、フリーランスが受注事業者として行う取引については、通常、企業組織である事業者が発注事業者となることが多く、発注事業者とフリーランスとの間には、役務等の提供に係る取引条件について情報量や交渉力の面で格差がある。そのため、フリーランスが自由かつ自主的に判断し得ない場合があり、発注事業者との取引において取引条件が一方的に不利になりやすい。</p> <p>[略]</p> <p>2 発注時の取引条件を明確にする書面の<u>交付</u>等に係る基本的な考え方</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>取適法</u>上の考え方</p> <p>発注事業者による役務等の提供委託が<u>取適法</u>の規制の対象となる場合¹²⁾で、発注事業者がフリーランスに対して、<u>役務等</u>の提供内容、<u>代金</u>の額、支払期日及び支払方法その他の事項を、<u>書面又は電磁的方法</u>により明示しない場合は、<u>取適法</u>第4条で定める明示義務違反となる。</p> <p>また、<u>電磁的記録の提供</u>により明示する際、発注事業者が、クラウドメールサービスやオンラインストレージサービス、ソーシャルネットワークサービスといったオンラインサービスを用いて明示することも可能である。</p>	<p>第4 フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項</p> <p>1 フリーランスとの取引に係る優越的地位の濫用規制についての基本的な考え方</p> <p>事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものであるが、フリーランスが受注事業者として行う取引については、通常、企業組織である事業者が発注事業者となることが多く、発注事業者とフリーランスとの間には、役務等の提供に係る取引条件について情報量や交渉力の面で格差がある。そのため、フリーランスが自由かつ自主的に判断し得ない場合があり、発注事業者との取引において取引条件が一方的に不利になりやすい。</p> <p>[略]</p> <p>2 発注時の取引条件を明確にする書面の<u>交付</u>に係る基本的な考え方</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>下請法</u>上の考え方</p> <p>発注事業者による役務等の提供委託が<u>下請法</u>の規制の対象となる場合¹²⁾で、発注事業者がフリーランスに対して、<u>下請事業者の役務等</u>の提供内容、<u>下請代金</u>の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しない場合は、<u>下請法</u>第3条で定める親事業者の書面の交付義務違反となる。</p> <p>また、下請法の書面の交付に当たっては、フリーランスが事前に承諾し保存する前提であれば、<u>電磁的方法</u>による交付も認められている。その際、親事業者が、クラウドメールサービスやオンラインストレージサービス、ソーシャルネットワークサービスといったオンラインサービスを用いて書面を交付することも可能である。この場合、ダウンロード機能を持ったサービスを用いるなどして、フリーランスが記録</p>

なお、発注事業者は、取適法の書面又は電磁的方法による明示や書類等の作成・保存について、自身の代理として、第三者に行わせることとも認められる。ただし、フリーランスとの間で取適法上の問題が生じた場合は、当該第三者ではなく、発注事業者がその責めを負うこととなることには留意しなければならない。

〔12〕第4・第5における「発注事業者」とは、役務等（役務又は役務の成果物のことである。「役務の成果物」とは取適法に規定する情報成果物を含む、フリーランスが役務を提供して発注事業者が得る成果物をいう。）の提供をフリーランスに委託し、当該役務等の仕様等の具体的な内容を指図により決定する事業者をいう。

〔12〕発注事業者とフリーランスとの取引が、取適法にいう委託事業者と中小受託事業者の取引に該当する場合であって、取適法第2条第1項から第5項までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託、⑤特定運送委託に該当する場合には、取適法の規制の対象となる。取適法に関しては、運用に当たっての基本的な考え方を定めた「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」（令和7年公正取引委員会事務総長通達第13号）を公表している。

〔13〕削除]

3 独占禁止法（優越的地位の濫用）・取適法上問題となる行為類型
優越的地位の濫用として問題となる行為とは、「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不當に」行われる、独占禁止法第2条第9項第5号イからハまでのいづれかに該当する行為である。

以下では、発注事業者とフリーランスとの取引において、発注事業

できるようにする必要がある〔13〕。

なお、親事業者は、下請法の書面の交付や書類の作成・保存について、自身の代理として、第三者に行わせることも認められる。ただし、フリーランスとの間で下請法上の問題が生じた場合は、当該第三者ではなく、親事業者がその責めを負うこととなることには留意しなければならない。

〔12〕第4・第5における「発注事業者」とは、役務等（役務又は役務の成果物のことである。「役務の成果物」とは下請法に規定する情報成果物を含む、フリーランスが役務を提供して発注事業者が得る成果物をいう。）の提供をフリーランスに委託し、当該役務等の仕様等の具体的な内容を指図により決定する事業者をいう。

〔12〕発注事業者とフリーランスとの取引が、下請法にいう親事業者と下請事業者の取引に該当する場合であって、下請法第2条第1項から第4項までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託に該当する場合には、下請法の規制の対象となる。下請法に関しては、運用に当たっての基本的な考え方を定めた「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）を策定・公表している。

〔13〕その他、下請法の書面の交付に代えて電磁的方法による場合の留意事項については、「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」（平成13年3月30日公正取引委員会）を策定・公表している。

3 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型
優越的地位の濫用として問題となる行為とは、「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不當に」行われる、独占禁止法第2条第9項第5号イからハまでのいづれかに該当する行為である。

以下では、発注事業者とフリーランスとの取引において、発注事業

<p>者によるフリーランスに対するどのような行為が、独占禁止法第2条第9項第5号の規定に照らして、優越的地位の濫用につながり得る行為であるかについて、行為類型ごとに、その考え方を明らかにする。また、以下に記載する行為類型のうち、<u>取適法</u>の規制の対象となり得るものについては、その考え方を明らかにする^[16]。</p>	<p>者によるフリーランスに対するどのような行為が、独占禁止法第2条第9項第5号の規定に照らして、優越的地位の濫用につながり得る行為であるかについて、行為類型ごとに、その考え方を明らかにする。また、以下に記載する行為類型のうち、<u>下請法</u>の規制の対象となり得るものについては、その考え方を明らかにする^[16]。</p>
<p>^[16] 本ガイドライン第4及び第5における「フリーランス」とは、前記第2の1「フリーランス及び特定受託事業者の定義」のとおりであるが、発注事業者がこれに該当しない個人である事業者に対して以下に記載する行為を行う場合についても、本ガイドライン第4及び第5の考え方により独占禁止法又は<u>取適法</u>が適用され得ることに留意を要する。</p>	<p>^[16] 本ガイドライン第4及び第5における「フリーランス」とは、前記第2の1「フリーランス及び特定受託事業者の定義」のとおりであるが、発注事業者がこれに該当しない個人である事業者に対して以下に記載する行為を行う場合についても、本ガイドライン第4及び第5の考え方により独占禁止法又は<u>下請法</u>が適用され得ることに留意を要する。</p>
<p>(1) 報酬の支払遅延</p> <p>取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、契約で定めた支払期日に報酬を支払わない場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。</p> <p>なお、契約で定めた支払期日より遅れて報酬を支払う場合だけでなく、取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、一方的に報酬の支払期日を遅く設定する場合や、支払期日の到来を恣意的に遅らせる場合にも、当該フリーランスに正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題となりやすい。</p> <p>また、<u>取適法</u>の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、<u>代金</u>を支払期日の経過後なお支払わない場合（当該代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であって当該代金の支払期日までに当該代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。）には、<u>取適法</u>第5条第1項第2号で禁止されている<u>代金</u>の支払遅延とし</p>	<p>(1) 報酬の支払遅延</p> <p>取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、契約で定めた支払期日に報酬を支払わない場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。</p> <p>なお、契約で定めた支払期日より遅れて報酬を支払う場合だけでなく、取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、一方的に報酬の支払期日を遅く設定する場合や、支払期日の到来を恣意的に遅らせる場合にも、当該フリーランスに正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題となりやすい。</p> <p>また、<u>下請法</u>の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、<u>下請代金</u>を支払期日の経過後なお支払わない場合には、<u>下請法</u>第4条第1項第2号で禁止されている<u>下請代金</u>の支払遅延として問題となる。</p>

て問題となる。

[略]

(2) 報酬の減額

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスから役務等の提供を受ける契約をした後において、正当な理由がないのに、契約で定めた報酬を減額する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。契約で定めた報酬を変更することなく、役務等の仕様を変更するなど報酬を実質的に減額する場合も、これと同様である。

また、取適法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた代金の額を減ずる場合には、取適法第5条第1項第3号で禁止されている代金の減額として問題となる。

[略]

(3) 報酬の一方的な決定

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスに対し、一方的に、著しく低い報酬での取引を要請する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。

また、取適法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、役務等の提供の内容と同種又は類似の内容の役務等の提供に対し通常支払われる対価に比し著しく低い代金の額を不当に定め

[略]

(2) 報酬の減額

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスから役務等の提供を受ける契約をした後において、正当な理由がないのに、契約で定めた報酬を減額する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。契約で定めた報酬を変更することなく、役務等の仕様を変更するなど報酬を実質的に減額する場合も、これと同様である。

また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減ずる場合には、下請法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額として問題となる。

[略]

(3) 著しく低い報酬の一方的な決定

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスに対し、一方的に、著しく低い報酬での取引を要請する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。

また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、役務等の提供の内容と同種又は類似の内容の役務等の提供に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に

る場合には、取適法第5条第1項第5号で禁止されている買いたたきとして問題となる。加えて、取適法の規制の対象となる場合で、フリーランスの給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、フリーランスが代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議においてフリーランスの求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に代金の額を決定することによって、フリーランスの利益を不当に害するときには、取適法第5条第2項第4号で禁止されている協議に応じない一方的な代金決定として問題となる。

[略]

(4) やり直しの要請

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、当該フリーランスから役務等の提供を受けた後に、当該フリーランスに対し、やり直しを要請する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。

また、取適法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、フリーランスが役務等の提供をした後に、当該役務等の提供をやり直すことにより、フリーランスの利益を不当に害する場合には、取適法第5条第2項第3号で禁止されている不当なやり直しとして問題となる。

[略]

- ・ あらかじめ定められた検査基準を恣意的に厳しくして、発注内容と異なること又は不備・不具合があることを理由に、やり直しをさせる

定める場合には、下請法第4条第1項第5号で禁止されている買いたたきとして問題となる。

[略]

(4) やり直しの要請

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、当該フリーランスから役務等の提供を受けた後に、当該フリーランスに対し、やり直しを要請する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。

また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、フリーランスが役務等の提供をした後に、当該役務等の提供をやり直すことにより、フリーランスの利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第4号で禁止されている不当なやり直しとして問題となる。

[略]

- ・ あらかじめ定められた検査基準を恣意的に厳しくして、発注内容と異なること又は瑕疵があることを理由に、やり直しをさせること。

こと。

[略]

(5) 一方的な発注取消し

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、一方的に、当該フリーランスに通常生ずべき損失を支払うことなく発注を取り消す場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。

また、取適法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、役務等の提供の内容を変更させることによって、フリーランスの利益を不当に害する場合には、取適法第5条第2項第3号で禁止されている不当な給付内容の変更として問題となる。

[略]

(6) 役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い

フリーランスが発注事業者に提供する役務の成果物によっては、フリーランスに当該役務の成果物に係る著作権等の一定の権利が発生する場合がある。この場合において、取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、自己との取引の過程で発生したこと又は役務の成果物に対して報酬を支払ったこと等を理由に、当該役務の成果物に係る権利の取扱いを一方的に決定する場合に、当該フリーランスに正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ロ・ハ）。

また、取適法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーラン

[略]

(5) 一方的な発注取消し

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、一方的に、当該フリーランスに通常生ずべき損失を支払うことなく発注を取り消す場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。

また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、役務等の提供の内容を変更させることによって、フリーランスの利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第4号で禁止されている不当な給付内容の変更として問題となる。

[略]

(6) 役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い

フリーランスが発注事業者に提供する役務の成果物によっては、フリーランスに当該役務の成果物に係る著作権等の一定の権利が発生する場合がある。この場合において、取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、自己との取引の過程で発生したこと又は役務の成果物に対して報酬を支払ったこと等を理由に、当該役務の成果物に係る権利の取扱いを一方的に決定する場合に、当該フリーランスに正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ロ・ハ）。

また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーラン

スに対して、自己のために役務の成果物に係る権利を提供させることによって、フリーランスの利益を不当に害する場合には、取適法第5条第2項第2号で禁止されている不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。

[略]

(7) 役務の成果物の受領拒否

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスから役務の成果物の提供を受ける契約をした後において、正当な理由がないのに、役務の成果物の全部又は一部の受領を拒む場合 であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。

また、取適法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、役務の成果物の受領を拒む場合には、取適法第5条第1項第1号で禁止されている受領拒否として問題となる。

[略]

- ・ あらかじめ定められた検査基準を恣意的に厳しくして、発注内容と異なること又は不備・不具合があることを理由に、当該役務の成果物の受領を拒否すること。

[略]

(8) 役務の成果物の返品

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスに対し、当該フリーランスから受領した役務の成果物を返

スに対して、自己のために役務の成果物に係る権利を提供させることによって、フリーランスの利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第3号で禁止されている不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。

[略]

(7) 役務の成果物の受領拒否

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスから役務の成果物の提供を受ける契約をした後において、正当な理由がないのに、役務の成果物の全部又は一部の受領を拒む場合 であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。

また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、役務の成果物の受領を拒む場合には、下請法第4条第1項第1号で禁止されている受領拒否として問題となる。

[略]

- ・ あらかじめ定められた検査基準を恣意的に厳しくして、発注内容と異なること又は瑕疵があることを理由に、当該役務の成果物の受領を拒否すること。

[略]

(8) 役務の成果物の返品

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスに対し、当該フリーランスから受領した役務の成果物を返

品する場合であって、どのような場合に、どのような条件で返品するかについて、当該フリーランスとの間で明確になっておらず、当該フリーランスにあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合、その他正当な理由がないのに、当該フリーランスから受領した役務の成果物を返品する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。

また、取適法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、フリーランスに役務の成果物を引き取らせる場合には、取適法第5条第1項第4号で禁止されている返品として問題となる。

[略]

- 直ちに発見できる不備・不具合であったにもかかわらず、役務の成果物の検収に要する標準的な期間をはるかに経過した後になって、不備・不具合があることを理由にフリーランスに返品すること。

[略]

（9）不要な商品又は役務の購入・利用強制

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスに対し、取引の対象以外の商品又は役務の購入を要請する場合であって、その購入が当該フリーランスにとって役務等の提供上必要としない、又は当該フリーランスがその購入を希望していないにもかかわらず、今後の取引に与える影響を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号イ）。当該商品又は役務には、発注事業者の供給する商品又は役務だけでなく、発注事業者の指定する事業者が供給する商

品する場合であって、どのような場合に、どのような条件で返品するかについて、当該フリーランスとの間で明確になっておらず、当該フリーランスにあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合、その他正当な理由がないのに、当該フリーランスから受領した役務の成果物を返品する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。

また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、フリーランスに役務の成果物を引き取らせる場合には、下請法第4条第1項第4号で禁止されている返品として問題となる。

[略]

- 直ちに発見できる瑕疵であったにもかかわらず、役務の成果物の検収に要する標準的な期間をはるかに経過した後になって、瑕疵があることを理由にフリーランスに返品すること。

[略]

（9）不要な商品又は役務の購入・利用強制

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスに対し、取引の対象以外の商品又は役務の購入を要請する場合であって、その購入が当該フリーランスにとって役務等の提供上必要としない、又は当該フリーランスがその購入を希望していないにもかかわらず、今後の取引に与える影響を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号イ）。当該商品又は役務には、発注事業者の供給する商品又は役務だけでなく、発注事業者の指定する事業者が供給する商

<p>品又は役務が含まれる。</p> <p>また、<u>取適法</u>の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、役務等の提供の内容を均質にし、又はその改善を図るために必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させる場合には、<u>取適法第5条第1項第6号</u>で禁止されている購入・利用強制として問題となる。</p>	<p>品又は役務が含まれる。</p> <p>また、<u>下請法</u>の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、役務等の提供の内容を均質にし、又はその改善を図るために必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用せる場合には、<u>下請法第4条第1項第6号</u>で禁止されている購入・利用強制として問題となる。</p>
<p>[略]</p> <p>(10) 不当な経済上の利益の提供要請</p> <p>取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、当該フリーランスに対し、協力金等の負担、役務の無償提供、その他経済上の利益の無償提供を要請する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合等には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ロ）。</p> <p>また、<u>取適法</u>の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、自己のために金銭、役務その他経済上の利益を提供させることによって、フリーランスの利益を不当に害する場合には、<u>取適法第5条第2項第2号</u>で禁止されている不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。</p>	<p>[略]</p> <p>(10) 不当な経済上の利益の提供要請</p> <p>取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、当該フリーランスに対し、協力金等の負担、役務の無償提供、その他経済上の利益の無償提供を要請する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合等には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ロ）。</p> <p>また、<u>下請法</u>の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、自己のために金銭、役務その他経済上の利益を提供させることによって、フリーランスの利益を不当に害する場合には、<u>下請法第4条第2項第3号</u>で禁止されている不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。</p>
<p>(11)・(12) [略]</p> <p>第5 [略]</p>	<p>(11)・(12) [略]</p> <p>第5 [略]</p>

第6 現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準

1 [略]

2 [略]

3 労働基準法における「労働者性」の判断基準の具体的な考え方
[略]

(肯定する要素とは直ちにならず、契約内容なども考慮する必要がある例)

- ・ 幾つかの作業からなる「仕事」を自分の判断で受注した結果、それに含まれる個々の作業単位では、作業を断ることができない場合
- ・ 特定の発注者等との間に専属の請負契約を結んでいたために、事实上仕事の依頼を拒否することができない場合
- ・ 例えば建設工事などのように、作業が他の職種との有機的な連続性をもって行われているため、業務従事の指示を拒否することが業務の性質上そもそもできない場合

第6 現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準

1 [略]

2 [略]

3 労働基準法における「労働者性」の判断基準の具体的な考え方
[略]

(肯定する要素とは直ちにならず、契約内容なども考慮する必要がある例)

- ・ 幾つかの作業からなる「仕事」を自分の判断で受注した結果、それに含まれる個々の作業単位では、作業を断ることができない場合
- ・ 特定の発注者等との間に専属の下請契約を結んでいたために、事实上仕事の依頼を拒否することができない場合
- ・ 例えば建設工事などのように、作業が他の職種との有機的な連続性をもって行われているため、業務従事の指示を拒否することが業務の性質上そもそもできない場合

<別添>本ガイドラインに基づく契約書のひな型及び使用例について
[略]

契約書（使用例）※9

[略]

例6：絵コンテ・レイアウト・原画・動画等

作品名・話数等	タイトル（第 話）		
発注日	●年●月●日		
作品仕様	媒体：地上デジタル放送・衛星放送・劇場上映・ビデオグラム等 画質：SD・HD・フルHD・4K・8K等 その他の品質（ ）		
委託業務	絵コンテ・レイアウト・原画・動画・背景制作等 その他（ ）		
作業内容	委託業務で作業内容が明確に理解できるように記載 その他（ ）		
素材提供	物品名	素材提供日	●年●月●日
受領（納品）予定日	●年●月●日	受領（納品）場所	配達先（受取先）住所・連絡先等
検査完了予定日	受領（納品）で検査をする場合 ●年●月●日 又は 受領（納品）後●日（以内）	検査方法	検査の基準 全数・ロット単位等
単価（円）	円（消費税等別） 又は 単価表による金額（●年●月●日発行による。）		
数量	個・枚・時間／人等		
報酬額（税込）	円 又は 算出方法（あらかじめ取り決めた算定方法を明示）		
支払期日	●年●月●日支払 又は 毎月●日受領（納品）締切、翌月●日支払		
支払方法	現金払（口座振り込みによる。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が2日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に支払う。） その他（ ）		
【備考】	この委託業務につき明示されていない事項（未定事項）は、●年●月●日までに、この委託業務に補充した明示と分かるように発行し、通知します。		

<別添1>本ガイドラインに基づく契約書のひな型及び使用例について
[略]

契約書（使用例）※9

[略]

例6：絵コンテ・レイアウト・原画・動画等

作品名・話数	第 話		
発注日	年 月 日		
作品仕様	媒体：テレビ放送・ビデオグラム・劇場上映・配信 画質：SD・HD・4K その他の品質（ ）		
委託業務	絵コンテ・レイアウト・原画・動画・背景制作 その他（ ）		
業務内容・仕様	※作業等の内容が十分に理解できるように記入		
提供材料	提供日	年 月 日	
受領（納品）予定日	年 月 日	受領（納品）場所	発注者の住所・その他（ ）
検査完了予定日	年 月 日 受領（納品日）より●日以内	検査方法	※検査の基準・方法、今刷者を記入

※この発注書に記載されていない項目は、●年●月●日までに、（書類名）を補助書面として発行し、通知します。

単価	・円（消費税等別） ・別紙単価表（ 年 月 日発行）による		
発注数量	(エピソード・カット・秒・枚・時間／人)	支払い予定金額・算出方法	円（消費税等除く） ●●×●●
支払期日	日締め い	日払	支払い方法 現金・手形・ (その他)

[※2・3 略]

※4 納入方法・納入場所

1. [略]
2. 取適法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の適用のある取引の場合、納入場所も記載する必要がある。

例えば、例①の場合、指定するウェブサーバーの場所（ここでは、<https://www.XXXX.com/YY/>）の記載が、また、例②の場合には、具体的に持参する場所（ここでは、甲の本社 XX 課）の記載が必要となる。例③の場合には、電子メールアドレス（ここでは、ABC@YYY.ne.jp）を記載すれば足りる。

もっとも、商品のサポートサービス業務のように、委託内容から場所の特定が不可能な役務を委託する場合には、場所の記載をする必要は無い。

[※5・6 略]

※7 支払期日について

- ・取適法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が適用される取引の場合は、役務等を提供した日から 60 日を超えて支払期日を設定した場合違反になる点に注意すること。
 - ・特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第4条第3項が適用される取引の場合は、元委託業務の対価の支払期日から 30 日を超えて支払期日を設定した場合違反になる点に注意すること。

[※8・9 略]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

※ 別添2～8については、削除する。

※ 脚注13削除に伴い、以降の脚注番号を1つ繰り下げる。

[※2・3 略]

※4 納入方法・納入場所

1. [略]
2. 下請代金支払遅延等防止法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の適用のある取引の場合、納入場所も記載する必要がある。

例えば、例①の場合、指定するウェブサーバーの場所（ここでは、<https://www.XXXX.com/YY/>）の記載が、また、例②の場合には、具体的に持参する場所（ここでは、甲の本社 XX 課）の記載が必要となる。例③の場合には、電子メールアドレス（ここでは、ABC@YYY.ne.jp）を記載すれば足りる。

もっとも、商品のサポートサービス業務のように、委託内容から場所の特定が不可能な役務を委託する場合には、場所の記載をする必要は無い。

[※5・6 略]

※7 支払期日について

- ・下請代金支払遅延等防止法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が適用される取引の場合は、役務等を提供した日から 60 日を超えて支払期日を設定した場合違反になる点に注意すること。
 - ・特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第4条第3項が適用される取引の場合は、元委託業務の対価の支払期日から 30 日を超えて支払期日を設定した場合違反になる点に注意すること。

[※8・9 略]